

双葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第二期)



令和 3年 3月

福島県 双葉町

目 次

—はじめに（総合戦略策定の趣旨や狙い）—

I 第二期総合戦略策定の経緯

1. 第二期総合戦略策定に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 人口ビジョン

1. 人口ビジョンの検討に際しての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 双葉町の人口概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 将来人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 第二期総合戦略の基本施策

1. 双葉町の現況の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2. 今後の双葉町における基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
3. 基本施策推進に向けた視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
4. 基本施策推進に向けた指針や取組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

IV 双葉町が目指すまちの姿

1. 総合戦略の推進により本町が目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 居住人口の確保と維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

V 総合戦略の推進にあたって

1. 全庁体制による総合的・横断的な施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
2. 国・県との連携の推進と制度の積極的な活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
3. 関係者と連携した取組みの推進（P D C Aサイクルの確立）・・・・・・・・・・・・ 34

はじめに(総合戦略策定の趣旨や狙い)

双葉町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在に至るまで町民全員が避難を余儀なくされている唯一の自治体である。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業は、今後も長期にわたって続き、また福島県内の除去土壌を保管する中間貯蔵施設の整備を受け入れ、町の多くの区域は避難指示解除に向けた見通しが立っていない。また、令和4年春頃の避難指示解除を目指す特定復興再生拠点区域においても、長期避難により住宅は荒廃し、家屋の解体を余儀なくされる町民も多いなど、町内での生活再建に関する見通しはまだまだ立て難い状況である。

一方、平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が公布され、加速度的に進行している人口減少と都市部への人口偏在を是正し地方創生を実現するため、国においてまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、地方自治体において主体的な地方創生の在り方を模索する地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する努力義務が設定された。

双葉町においては、平成25年6月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、避難されている町民の生活再建や、双葉町の復興の在り方に係る検討を進めていたところであったが、双葉町としても、避難指示解除を見据え、新たなまちづくりに踏み出していくための指針として、平成28年3月に「双葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところである。

その後、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」（平成28年12月策定）や「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」（平成29年8月）を通じ、令和4年春頃に町の一部区域において居住を開始する方向性を打ち立て、それに向け除染やインフラ復旧等を進めているところであるが、居住開始以降、双葉町が中長期的に目指していくまちの在り方の提示や、自律的な経済構造構築に係る方向性、なりわいづくりやにぎわいづくりなど、ハード型の公共事業では切り開くことが困難な課題に直面することが想定される。

そのため、令和3年度において新たな指針となる「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」をとりまとめるべく、現在検討を行っているところである。「双葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において現状を反映させるとともに、今後のまちづくりの方向性の一端を示し、来年度における「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」の検討を加速化させていくことを目的として、現行戦略を改訂し「双葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）（以下、「第二期総合戦略」という。）を策定する。

I 第二期総合戦略策定の経緯

1. 第二期総合戦略策定に至る経緯

双葉町は、平成28年3月に双葉町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として、双葉町復興まちづくり計画（第二次）等も踏まえながら、復興に取り組んできたところである。

計画期間を1年間延長の上、令和2年度において、双葉町の避難指示解除目標や、その後のまちづくりの方向性を考慮しながら、今後の復興の加速化及び持続的なまちづくりの実現に向け、総合戦略の改訂が必要と判断したところである。

今回策定する第二期総合戦略は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、令和3年度において策定予定の「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」とも併せ、必要な施策を明記する。なお、状況等を勘案し、必要に応じた改訂を行うこととする。

Ⅱ 人口ビジョン

1. 人口ビジョンの検討に際しての考え方

地方創生とは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）においては、「出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること」を目的とするとされている。

双葉町においては、東日本大震災発生前より、後述の通り人口の減少が見られ、避難生活を強いられている現在に至るまで、双葉町住民基本台帳による人口は減少傾向が続いている。

一方、双葉町は未だ避難生活を強いられており、現時点での町内の居住者は0人である。今後、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により、既に解除された区域と合わせて居住が再開されることとなるが、町内の居住者は0人からスタートすることとなる。

このゼロからのスタートともいべき局面においては、人口の増減というマクロの観点よりも、一人一人の「双葉町に戻りたい」「双葉町に住んでみたい」という気持ちが重要であり、双葉町の居住人口を増やすことそれ自体を目的化せず、いかに「双葉町に戻りたい」「双葉町に住んでみたい」という意向者数の増加を目標とすべきである。

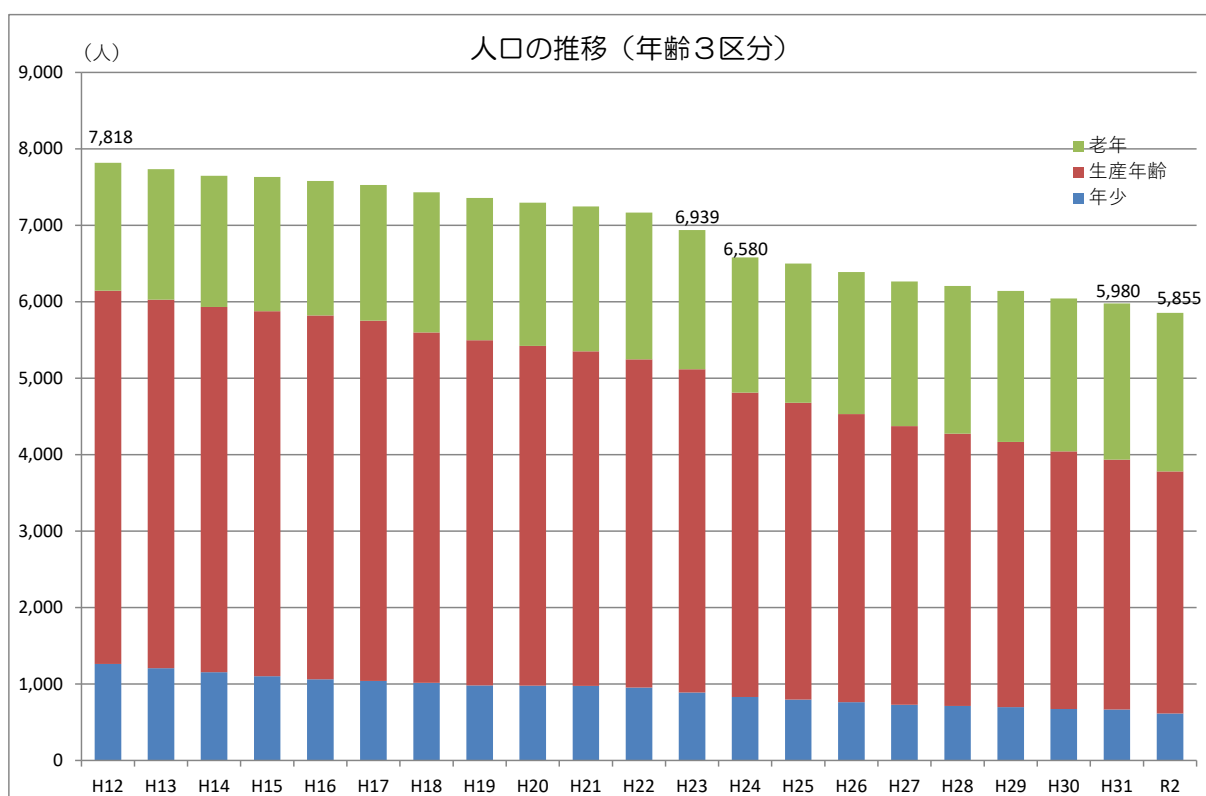
そのため、人口ビジョンの提示にあたっては、人口増加のみを目的化するものではなく、復興庁、福島県、双葉町が共同で実施している住民意向調査に基づく帰還意向等の低さを踏まえ、いかに多くの方に帰還を希望していただけるようになるか、という観点で分析を行っていくこととしたい。

2. 双葉町の人口概要

(1) 総人口数の推移（年齢区分別）

双葉町住民基本台帳による人口は、平成12年以降、減少傾向にあり、東日本大震災直後の平成23年は6,939人だったが、翌平成24年には6,580人と大幅な減少となっている。その後も減少傾向は続き、平成31年には6,000人を割り込み、減少が続いている。

なお、詳細な検証は後述するが、老年（65歳以上）人口数は近年増加傾向にあり、他方で生産年齢（15～64歳）、年少（15歳未満）の人口数の減少が著しい。

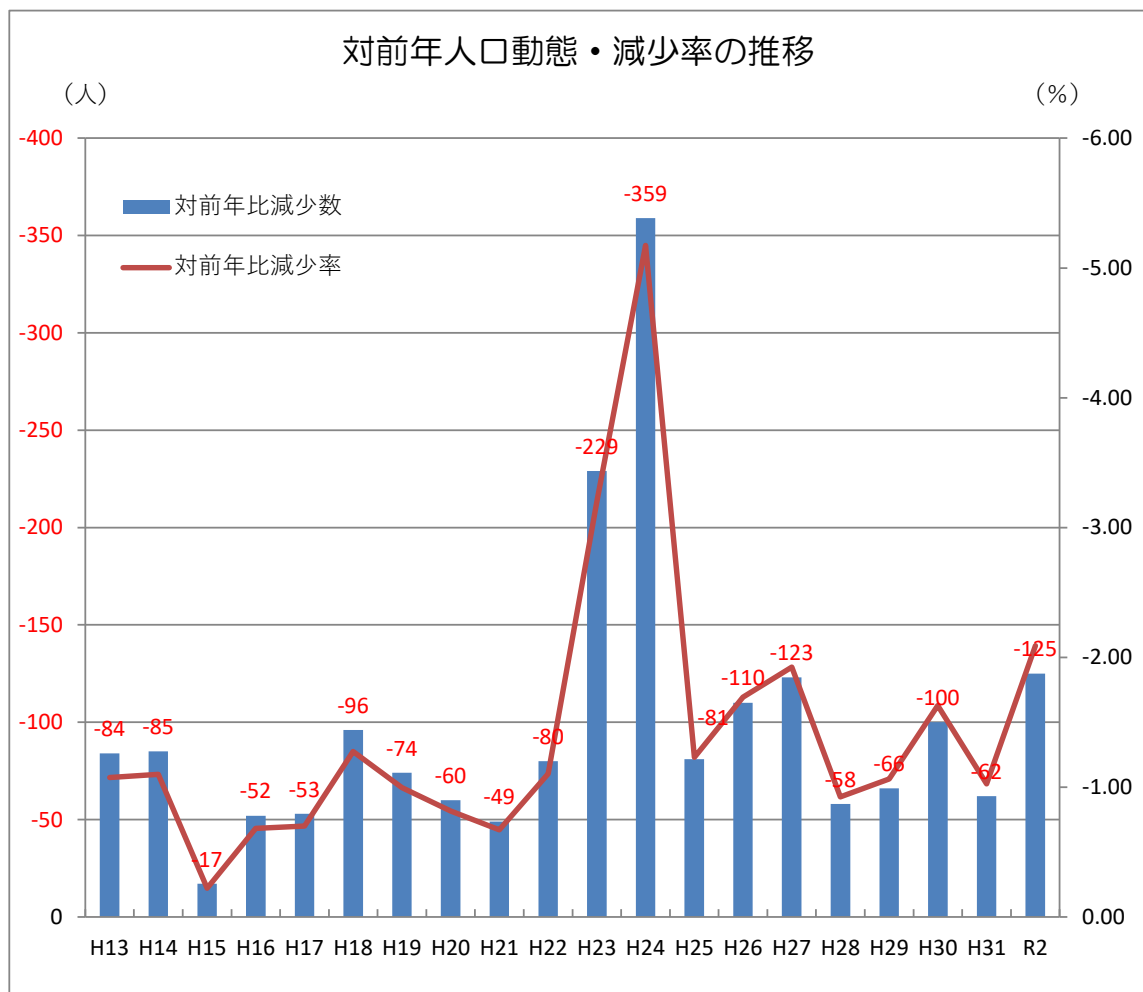


¹ 各年4月1日現在、以下、特に記載ない場合、このデータを使用

(2) 対前年人口動態・減少率の推移

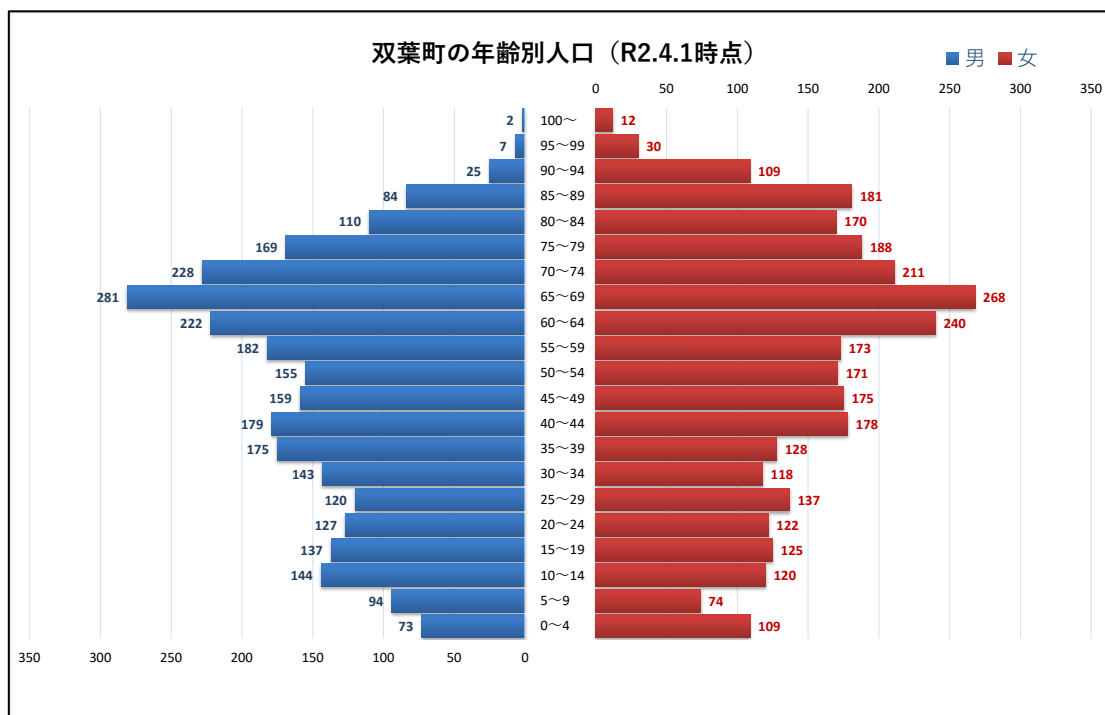
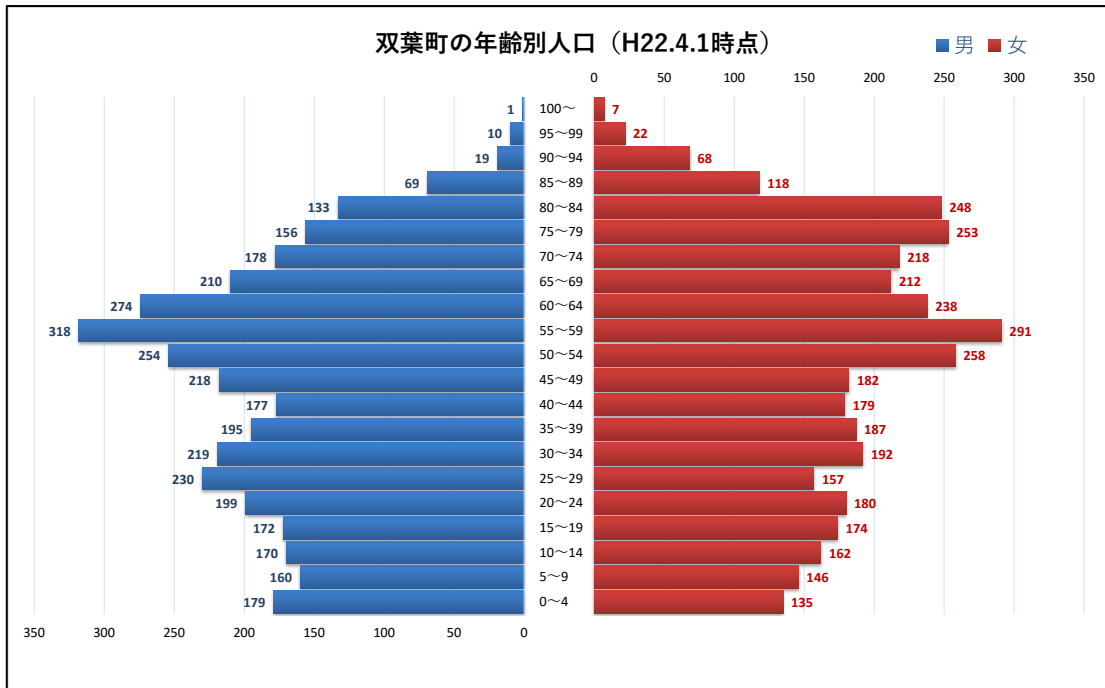
対前年の人口動態をグラフ化すると、一貫して人口減少が続き、震災前から減少傾向であったことが伺える。平成23年、平成24年は東日本大震災により大幅減少となり、平成23年が229人、平成24年が359人減少している。

その後も平均90人程度減少となっており、避難の長期化に伴って、主に転出による人口減少が拡大していることが懸念される。令和4年春頃を目標とする特定復興再生拠点区域内全域の避難指示解除による転入者の増加も見込まれるが、今後も人口は減少傾向にあると考えられる。



(3) 年齢別人口割合（人口ピラミッド）の動き

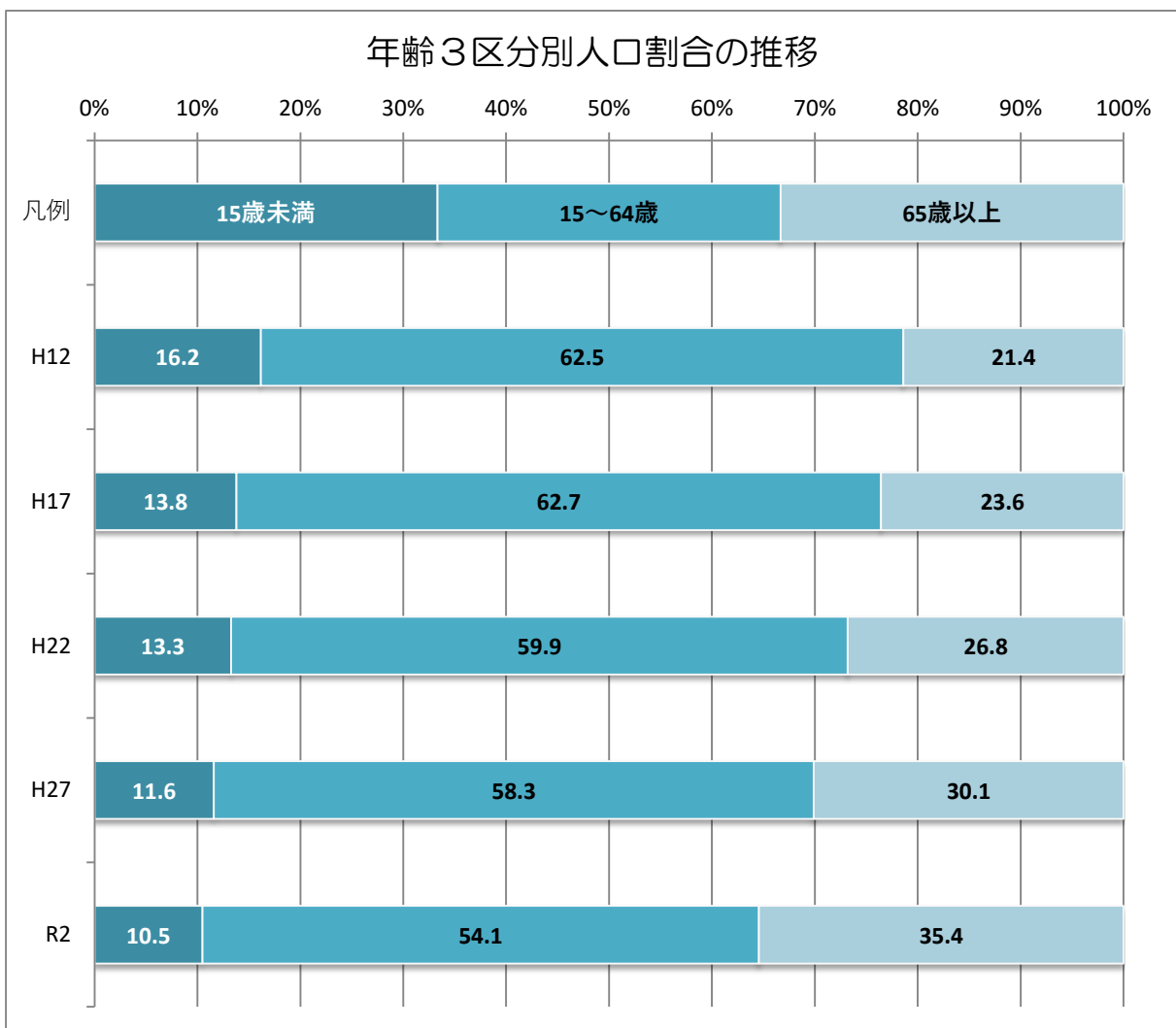
平成22年と令和2年の年齢5歳階級別の人口ピラミッドを比較すると、老年人口の増加に比べ、生産年齢人口と年少人口は減少しており、直近の10年間だけ見ても、子育て世代の減少に伴い子どもが減少していることが伺える。



(4) 年齢3区分別人口割合の推移（5年ごと）

さらに年齢3区分別にみると、生産年齢人口と年少人口の減少が目立ち、老年人口は増加という形になっているが、人口総数の減少により、老年人口は平成12年の21.4%から令和2年には35.4%と全体の3分の1を超えている。

一方で、年少人口は16.2%から10.5%に、生産年齢人口は62.5%から54.1%と減少している。いずれも全国的にも減少傾向のある項目ではあるものの、全国的な割合²と比べ下回る割合となっている。



² 総務省統計局による全国人口の年齢3区分別人口割合（2019年10月1日時点）
15歳未満人口（12.1%）、15～64歳人口（59.5%）、65歳以上人口（28.4%）

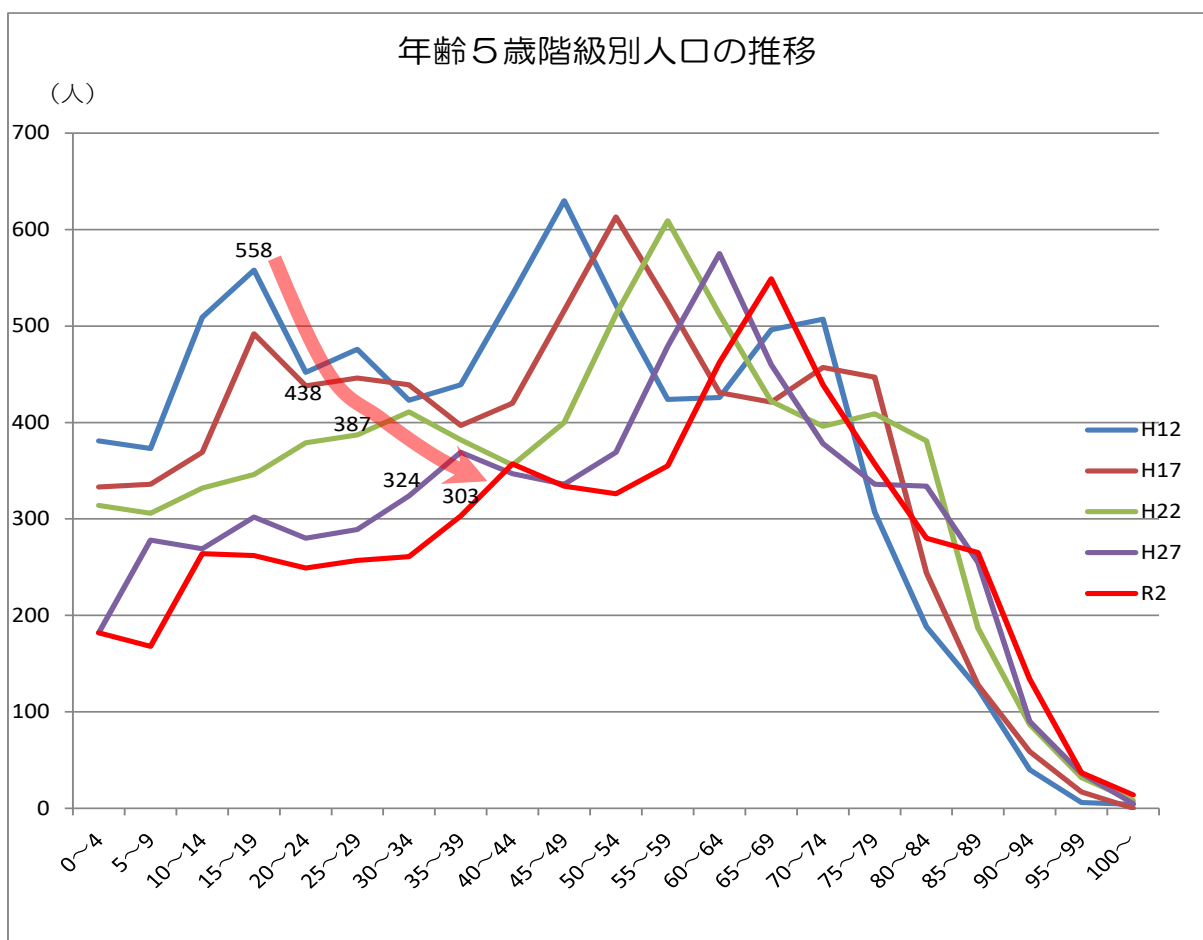
(5) 年齢5歳階級別人口の推移（5年ごと）

各年の年齢5歳階級別人口の推移をみると、35～39歳以上の年齢のコーホート（同年代の人口の固まり）は5年経過ごとに右方向に同じ形でずれており、全体的に減少傾向であるものの人口動態に大きな変化がないことが伺える。

一方で、34歳以下のコーホートは5年後の変化が安定しておらず、ほぼすべての年代で5年前の数値を下回っており、この世代の減少が著しいことが伺える。

特に平成12年の15～19歳のコーホートは、進学等に伴って転出することが多くなっている。

平成12年の558人が平成17年には438人（20～24歳）と120人の減少となっているが、その後も減少が続き、平成22年には387人（25～29歳）と51名減少、平成27年には324人（30～34歳）と63名減少、令和2年には303人（35～39歳）と21人減少している。



3. 将来人口推計

今回の推計は、1. で確認した「現状」を踏まえつつ、復興庁、福島県、双葉町が共同で実施する住民意向調査における帰還意向や、双葉町の現在進めている取組み等をもとに作成する。

(1) 推計期間

推計期間は、令和3（2021）年～令和18（2036）年まで1年ごとの推計とする。

(2) 推計の前提条件

- ・推計に用いる比率や平均値について、住民基本台帳人口の実績値を用いる場合は、各年4月1日時点の数値とする。
- ・居住人口についても、各年4月1日時点の数値を推計する。
特定復興再生拠点区域の避難指示解除は令和4年春頃を目標にしていることから、居住人口は推計値上で令和5（2023）年から増加すると仮定する。

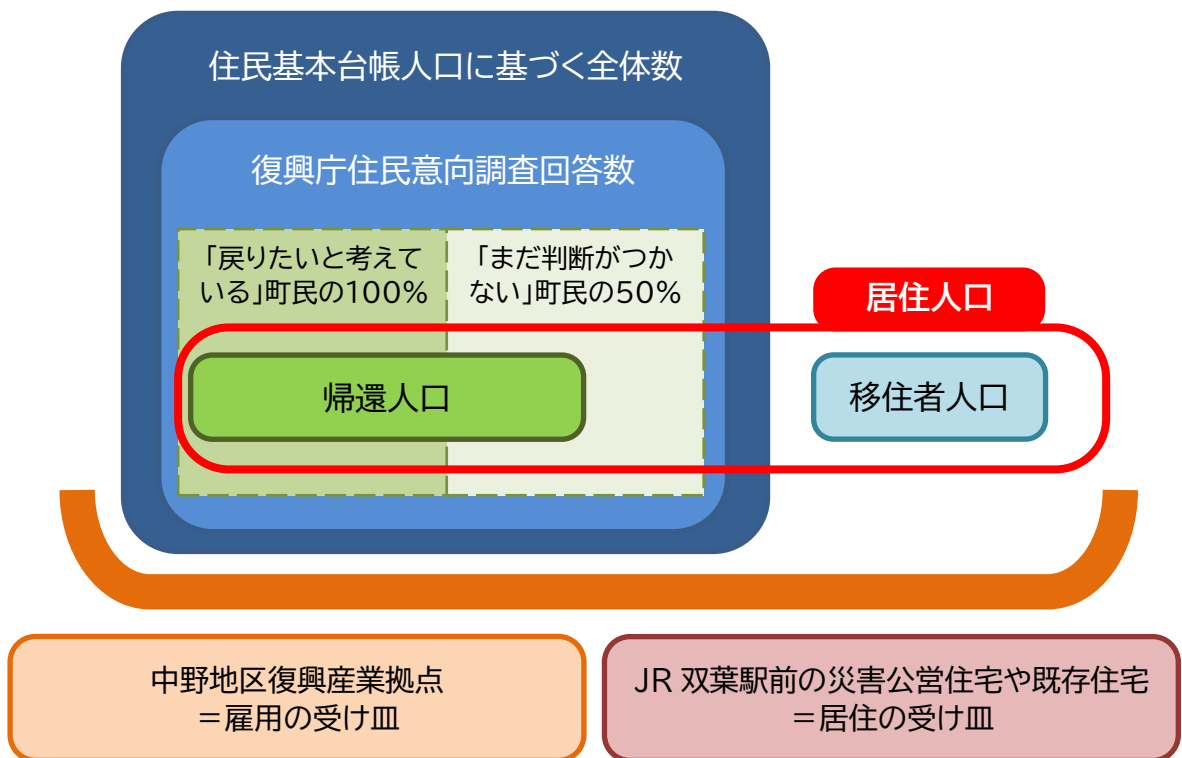
(3) 推計方法

人口推計にあたって、一般的には住民基本台帳人口を示すが、本町の場合、町民の方々は住民基本台帳上では双葉町民であるものの、未だ避難生活を強いられて町外に居住している状況である。

また今後の復興を進めていくためには、住民基本台帳上の人口ではなく、双葉町に居住する住民を増やす必要があることから、ここで推計する人口は、実際に町内に居住する人口を推計するものとする。

居住人口の内訳については、町外に避難している町民のうち避難指示解除後に町内に帰還する「帰還人口」と、新たに町内に居住する「移住人口」を想定する。

■居住人口の内訳想定イメージ図

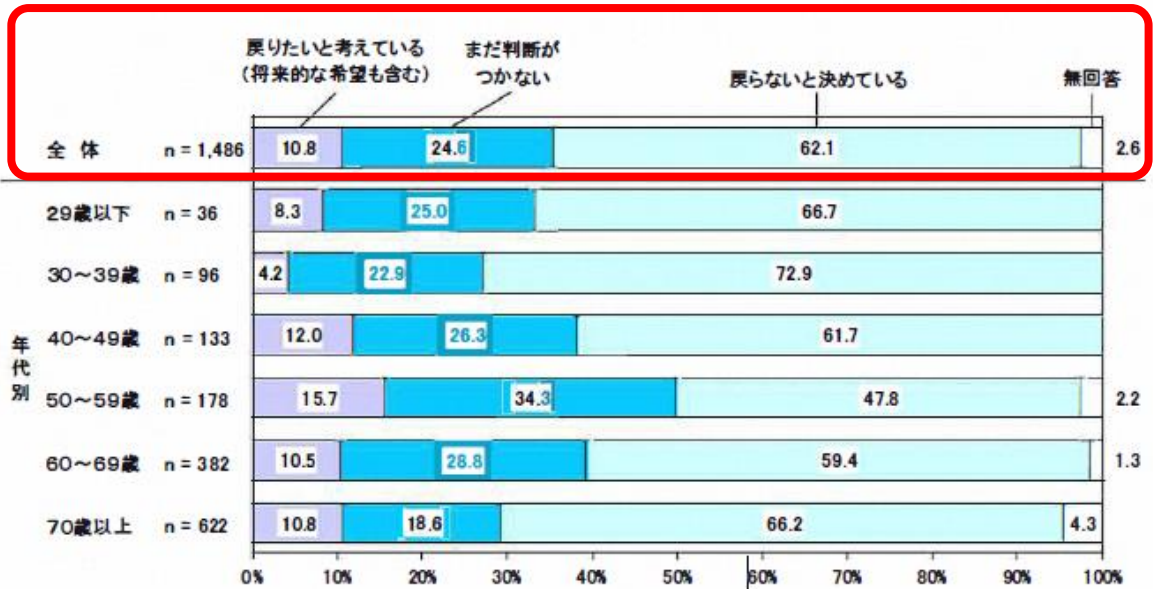


(i) 帰還人口の推計方法

帰還人口を推計するために、まず人口推計で一般的に用いられるコーホート変化率法を用いて住民基本台帳人口の推計を行い、その推計値と住民意向調査（令和2年11月実施）のうち、「8. 双葉町への帰還意向」及び「10. 双葉町へ帰還する場合の家族」の設問で把握した回答割合等を用いて、帰還者数を推定し、双葉町に居住する人口を推計する。

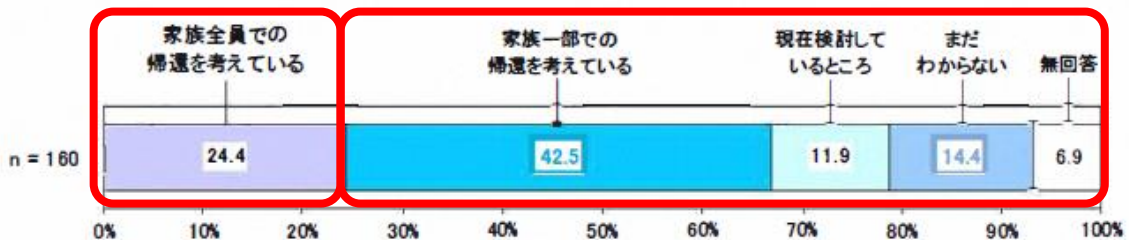
■住民意向調査の速報結果（令和2年11月）

8. 双葉町への帰還意向



10. 双葉町へ帰還する場合の家族

※【8. 双葉町への帰還意向】で「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



帰還人口は以下の手順で推計を行うこととする。

① コーホート変化率法を用いた住民基本台帳人口推計値の設定

- ・過去の実績人口（5歳階級別）の動態から変化率を求め、それに基づき住民基本台帳人口を推計。
- ・住民基本台帳人口うち、0～4歳の人口推計は、過去の実績値から算出した、子ども女性比（15～49歳の女性と0～4歳の子どもの数の比）等を用いて行う。
- ・いずれも実績値は平成27（2015）年から令和2（2020）年のものとし、推計に用いる比率は推計期間一定であると仮定する。

② 住民意向調査の回答数・割合を用いた帰還人口の推計

- ・住民意向調査における回答割合については、推計期間中は変動しないと仮定し、双葉町への帰還意向の設問に回答する町民数については、住民基本台帳人口の推計値に応じて変動すると仮定する。
- ・住民意向調査における双葉町への帰還意向の設問に回答した世帯の代表者（1,486世帯）のうち、「戻りたいと考えている」町民の100%、「まだ判断がつかない」町民の50%が令和4（2022）年春頃から段階的に帰還することを想定し、帰還する際の世帯人数については、住民意向調査の回答割合を参考に推計する。

■ 帰還人口推計手順イメージ

① 住民基本台帳人口の推計(ベースとなる値)

平成27(2015)年～令和2(2020)年の実績値から算出したコーホート変化率等を使用し推計

※ただし、0～4歳の子供の数は実数値から算出

② 住民意向調査回答数の推計(帰還の意向を示した世帯の総数を設定)

住民基本台帳人口の推計値を基に住民意向調査の回答世帯数を推計

※回答割合は推計期間中横ばいとす

■ 帰還人口の推計 …(4)-i (戻る思いのある人口を抽出)

住民意向調査の回答世帯数に関連する設問への回答割合等乗じ、帰還人口の総数を推計

③帰還人口（総数）の段階的な居住に関する試算

前述②で推計した帰還人口（総数）について、その全てが避難指示解除後すぐに居住を開始することは考えにくく、居住を開始する帰還人口数は段階的に増加することが想定される。

増加の比率や要因について、正確に算出することは難しいが、現状では以下の事項に留意し大まかな試算を行うこととする。

<留意する事項>

- ・令和4（2022）年に供用開始する災害公営住宅等に居住する住民については、災害公営住宅の全戸と、再生賃貸住宅の半数に帰還者が居住すると仮定する。
- ・双葉町職員のうち、住民登録を双葉町に置くものは帰還人口に含むものとする。
- ・中野地区復興産業拠点の就労者のうち、約半数が帰還する町民であると仮定し、帰還人口に含むものとする。

（ii） 移住人口の推計方法

移住人口の推計については、以下の事項を踏まえ大まかな試算を行うこととする。

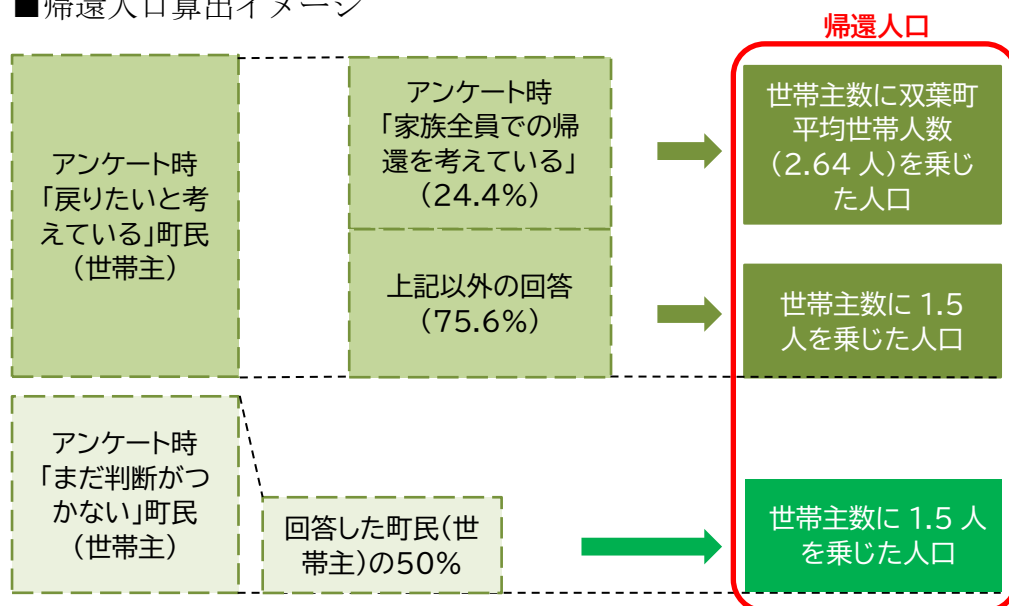
- ・令和4（2022）年に供用開始する災害公営住宅等に居住する住民については、再生賃貸住宅の半数に移住者が居住すると仮定する。
- ・特定復興再生拠点内の生活インフラの復旧・整備や、双葉駅周辺的环境整備等が整う、令和6（2024）年頃から僅かに増加すると仮定する。
- ・双葉町職員のうち、双葉町に住民登録をしないものは移住人口に含むものとする。
- ・中野地区復興産業拠点の就労者のうち、一定数は町外からの転入があると仮定し、移住人口に含むものとする。

(4) 人口推計

(i) 帰還人口の推計

- ・町民の帰還開始を令和4（2022）年春頃として、これまでの双葉町の住民基本台帳人口を実績値から、平成27（2015）年と令和2年（2020）年のコーホート変化率を算出し、その率で人口減少が続いた想定で、住民基本台帳人口を推計した。
- ・令和2年（2020）年度の住民意向調査における双葉町への帰還意向の設問に対して、「戻りたいと考えている」と回答の町民（世帯主）は100%、が帰還し、「まだ判断がつかない」と回答の町民（世帯主）については50%が帰還すると想定する。
- ・住民意向調査は、世帯毎の回答数のため、帰還人口算定にあたっては、そこから世帯人数を想定し、帰還人口を算定する必要がある。
- ・住民意向調査において「家族全員での帰還を考えている」世帯には、双葉町の過去5年間の平均世帯人数（2.64人）を乗じ、世帯全員での帰還が不明なその他の回答には1.5人を乗じ、その合計を双葉町における「帰還人口」として算出した。なお、回答者世帯数については、住民基本台帳人口の推計値に応じて変動することを想定している。

■ 帰還人口算出イメージ



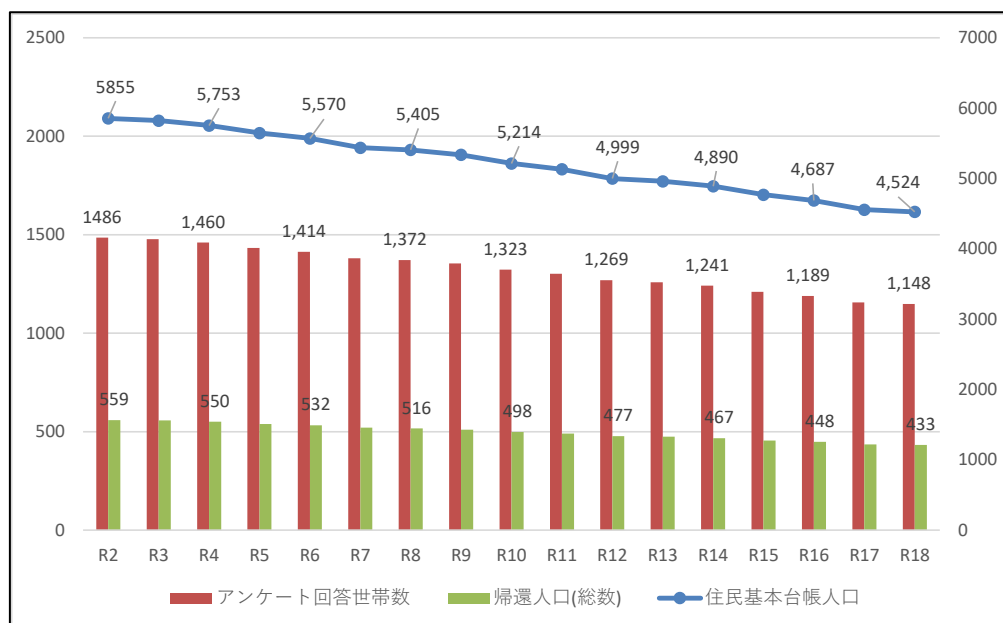
■帰還人口=①+②+③

各年4月1日の住民基本台帳人口の推計値に応じた回答世帯数のうち

- ①「戻りたいと考えている」かつ「家族全員での帰還を考えている※」世帯×2.64人
- ②「戻りたいと考えている」かつ上記※以外の回答をした世帯×1.5人
- ③「まだ判断がつかない」世帯×1.5人

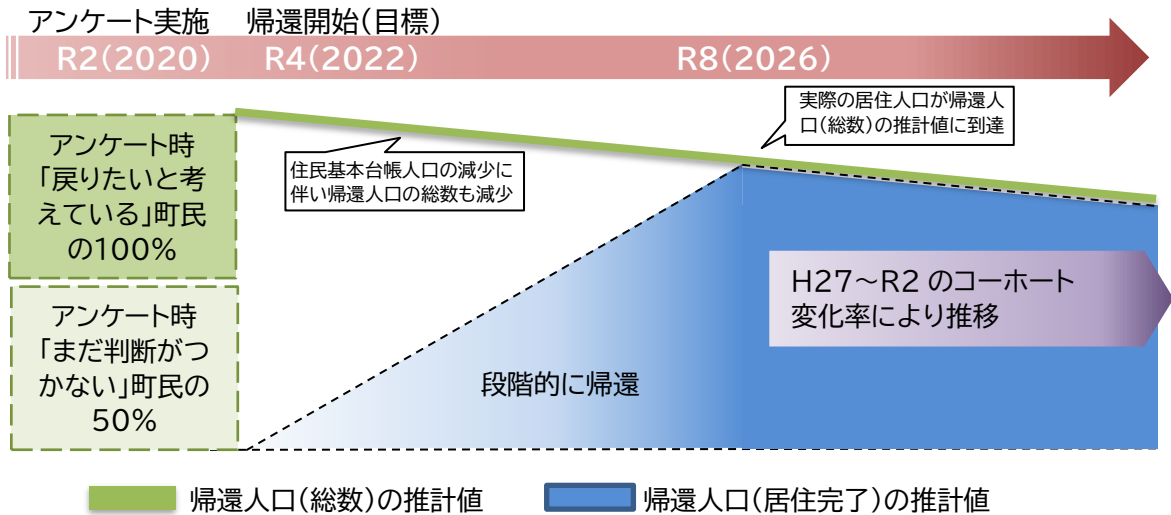
- ・上記の条件における、住民基本台帳人口と住民意向調査の回答世帯数、及び帰還人口（総数）の推計結果は以下のとおりとなる。

■帰還人口等推計グラフ



- ・コーホート変化率による住民基本台帳人口の推移に応じ、帰還人口（総数）も減少していくことが想定される。
- ・ただし、上記グラフは想定される帰還人口（総数）を示したものであり、実際の居住者数は、災害公営住宅等が供用開始される令和4年（2022）年以降に段階的に増加するものと想定される。
- ・増加要因について正確な数値を算出することは困難であり想定の範疇であるが、令和4年（2022）年の帰還開始後、災害公営住宅の全戸（30戸）と再生賃貸住宅の半数（28戸）に帰還者世帯が居住し、150人程度が帰還すると仮定する。加えて毎年100人程度が段階的に帰還し、令和8（2026）年に想定する帰還人口（総数）516人に到達した後、コーホート変化率により減少するものと仮定する。

■ 帰還人口のイメージ



(ii) 移住者人口の推計

- ・ 移住人口の推計について、現状では大まかな試算となるが、次頁の推計表のとおり令和9(2027)年で最大400人弱を見込んでおり、その推計にあたっては以下の要素を用いて行った。
 - 災害公営住宅等が供用開始する避難指示解除1年目(令和4年)に、再生賃貸住宅の半数(28戸)への移住者世帯の移住が見込まれると仮定する。
 - 中野地区復興産業拠点へ令和3年3月時点で17件22社の企業立地が決定していることから、その就労者のうち一定数は町外からの移住者が見込まれると仮定する。
 - 双葉町職員のうち、一定数は町外からの移住者が見込まれると仮定する。
 - その他、上記以外に避難指示解除後から5年程度は一定数の移住者が見込まれると仮定する。
- ・ 以上の要素から推計した移住人口について、避難指示解除後5年程度は緩やかに増加しその後、帰還人口の推計値と同様に自然減少するものと想定される。

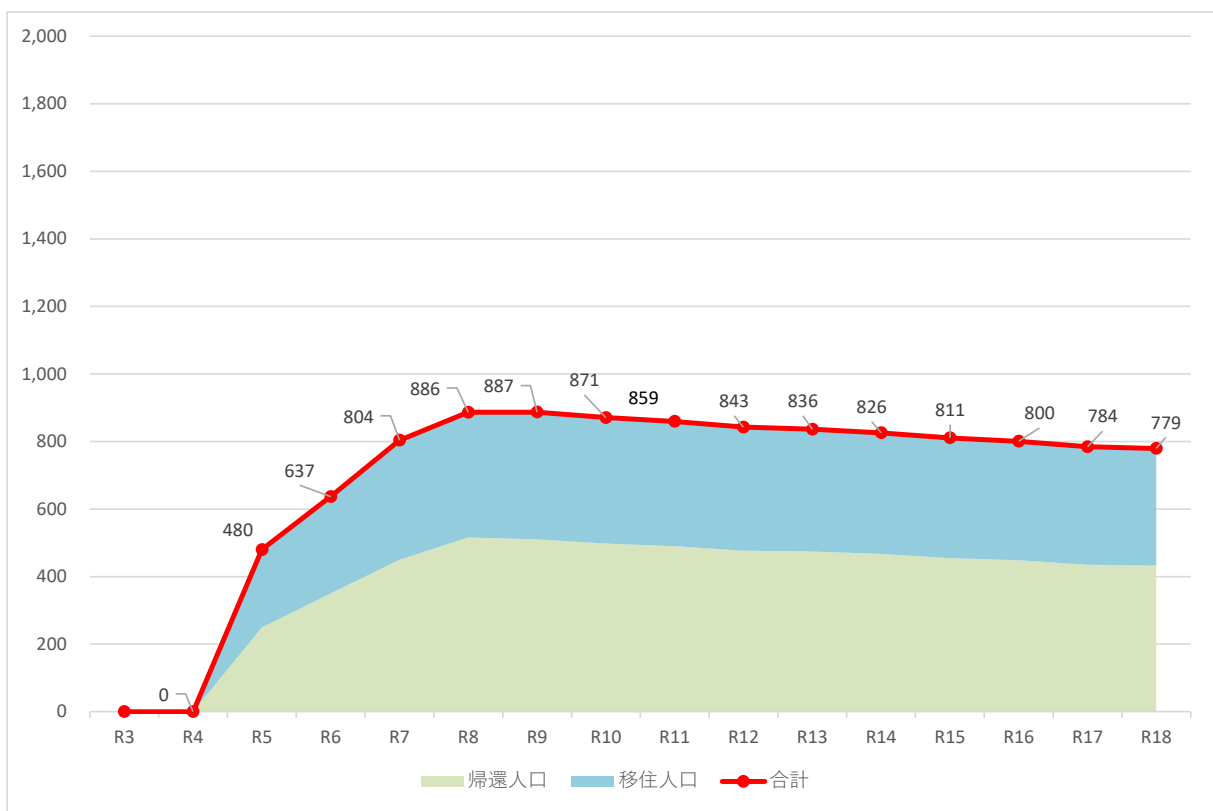
(5) 人口推計結果

前項までの推計結果をグラフに表すと次頁のとおりとなり、双葉町が居住人口の目標として掲げている2,000人に到達しないことが予想される。

特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目前に控え、新たなまちづくりを検討する上で、「帰還人口の底上げ」と、「新たな移住者の獲得」のために効果的な施策を検討し、実行する必要がある。

それらを踏まえ、次章以降で本町の総合戦略を示すものとする。

■双葉町居住人口推計グラフ



■双葉町居住人口推計表

年次	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
住民基本台帳人口 ※参考値	5,823	5,753	5,646	5,570	5,438	5,405	5,336	5,214	5,131	4,999	4,961	4,890	4,770	4,687	4,557	4,524
アンケート回答世帯数 ※参考値	1,478	1,460	1,433	1,414	1,380	1,372	1,354	1,323	1,302	1,269	1,259	1,241	1,211	1,189	1,157	1,148
帰還人口(総数) ※参考値	557	550	539	532	520	516	510	498	490	477	474	467	455	448	435	433
帰還人口	0	0	250	350	450	516	510	498	490	477	474	467	455	448	435	433
移住人口	0	0	230	287	354	370	377	373	369	366	362	359	356	352	349	346
合計	0	0	480	637	804	886	887	871	859	843	836	826	811	800	784	779

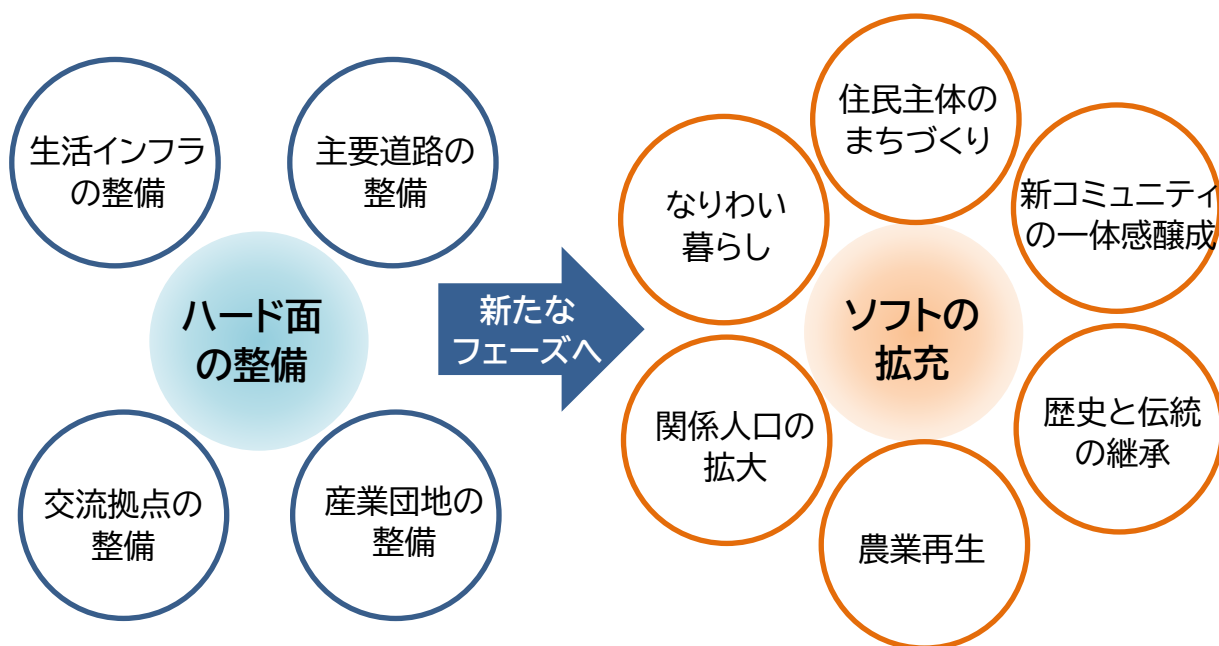
Ⅲ 第二期総合戦略の基本施策

本章では、前章までに示した人口ビジョンにおける将来人口推計結果を踏まえ、今後双葉町が復興を果たすために必要と考える基本施策を示すとともに、各視点（切り口）における町の基本的な考え方や、双葉町が現在着手している事業について整理し、これからの指針や、必要となる施策・目標について示す。

1. 双葉町の現況の変化

これまで双葉町は、避難指示解除を目標にインフラ復旧や拠点整備等のハード面の整備を優先して進め、町民が安心して帰還することができる生活環境づくりを推進してきた。

令和4年春頃に特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除という新たなステージを迎えることを踏まえ、今後の双葉町における基本施策を検討する上では、居住する住民が豊かな生活を送り、住民ひとりひとりが主体的に活躍することができる環境・仕組みづくり等に重点を置いた施策を進める必要があると考える。



2. 今後の双葉町における基本施策

現在の双葉町の状況を踏まえ、今後本町が取り組むべき施策の基本的な方向性と、重要であると考える要素について以下のとおり示す。

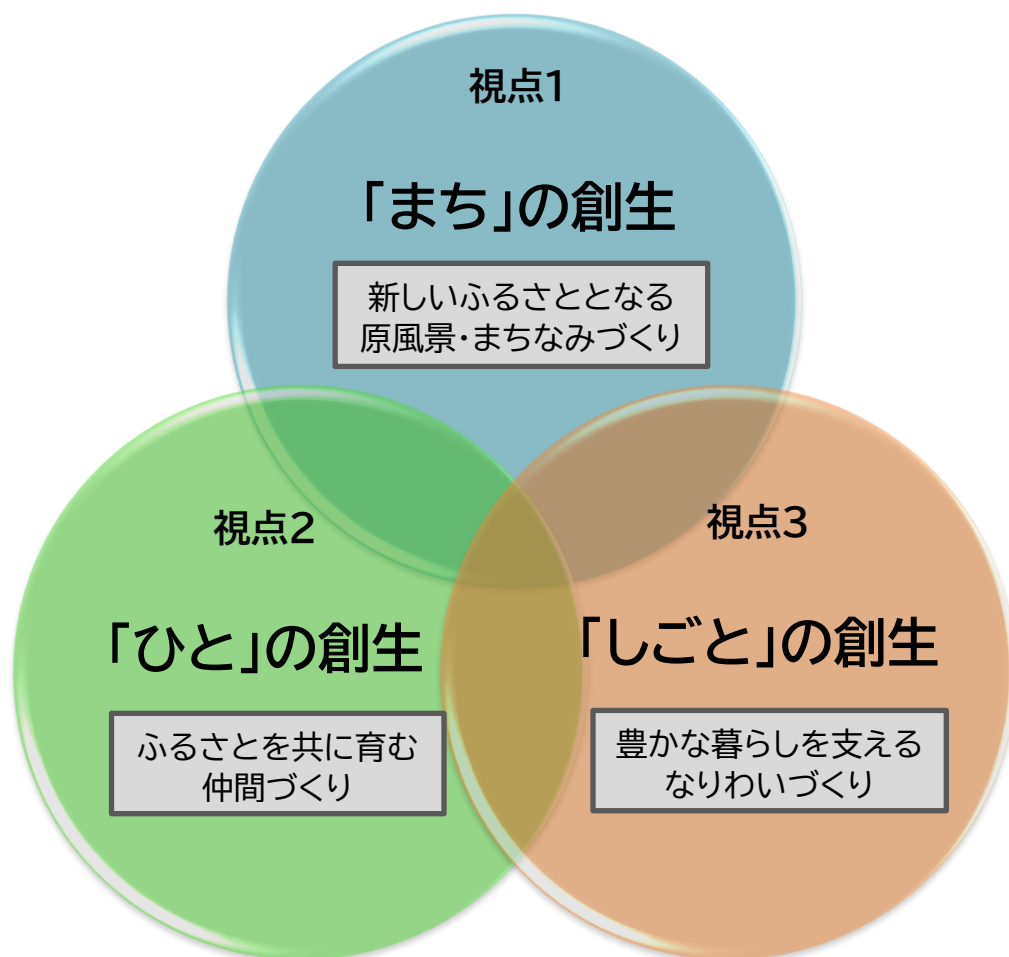
- ◎ 双葉駅西側を中心とした新市街地の整備及びまちなか再生ゾーンの賑わい創出
- ◎ 中野地区復興産業拠点を核としたなりわいの再生
- ◎ 農業の再生、新産業の創出
- ◎ 住民主体のまちづくり体制の構築

重視する要素

- なりわい暮らしを核としたまちづくり
- 人が主体で出歩きたくなるまちづくり
- 原風景や歴史・文化をつなぐまちづくり
- 多様な担い手、多様な世代が集うまちづくり

3. 基本施策推進に向けた視点

基本施策の推進のため、新たなまちづくりを進める双葉町において、まち・ひと・しごとの創生という視点から具体的な施策を検討する。



4. 基本施策推進に向けた指針や取組み状況

基本施策の推進に向けた町の基本的な考え方や、双葉町が現在着手している事業について、上記で示した3つの視点ごとに整理し、今後の指針や、必要となる施策・目標について、次頁以降に示す。

なお、具体的な施策等については、令和3年度において策定を予定している、復興まちづくり計画（第三次）でより詳細に示すこととし、本計画においては、今後の施策検討において意識する視点を整理するとともに、現在取組んでいる事業内容及び取組む予定のある事業内容等について整理した上で、達成する必要があると考えられる目標について定めることとする。

基本的な考え方

特定復興再生拠点区域内全域の避難指示解除を控える双葉町においては、町外に避難されている町民の帰還を促し、ひいては新たな移住者・定住者の増加を図るために、新しい双葉町を創生することが必要不可欠であり、その姿や双葉町が描くビジョンを内外に示していく必要がある。

特定復興再生拠点区域内全域の避難指示解除に向けて、除染や生活インフラの復旧を全力で進めているが、併せて、今後の双葉町が他自治体にはない魅力ある自治体となるために、戦略的なまちづくりを進める必要がある。

双葉町の新たな魅力として、自然の景観を意識した住宅団地の整備や、歩行者優先道路やモビリティ（移動手段）を導入することによる、都会では実現が難しい「歩行者が主役となる」まちづくりを目指しており、震災前に戻す『復興』ではなく、町の『新生』を目指す。

双葉駅西側を中心とした新市街地の整備を皮切りに、まちなか再生ゾーンでの賑わい創出に向けた取組みを進めていくとともに、なりわい再生の核となるよう中野地区復興産業拠点の整備・運用を進めていく。

また、営農再開及び景観保全の観点から農地の再生も課題であり、農地の保全管理や水路等農業用施設の復旧等を進めながら、避難指示解除及び住民帰還後の速やかな営農再開に向けた具体的な検討を行う必要がある。

意識する 視点

- 町の再興(住環境・帰還環境の整備)
- 人を呼び込む魅力的なまちづくり
- まちづくりを通じた町の新たな魅力の創生

双葉町の取組み

1. 双葉駅周辺の取組み

双葉駅西側に整備する災害公営住宅等では、自然の景観を意識したまちづくりの一環として、電線地中化や、原風景を活かした景観づくり、歩行者優先に配慮した生活道路の整備等、住宅のみの整備ではなく、新市街地として町並みまで含めた整備に関する検討を進めており、双葉町らしさを残しながらも新しいまちづくりを進めている。

双葉駅東側の旧市街地エリアでは、新たなまちづくりを牽引する存在として、駅前に役場機能を復旧させる他、残存する公共施設や個人宅地等の既存ストックを有効活用しながら、かつての双葉町の面影を感じることができるまちづくりを検討していく。

公共施設については、その在り方について検討する検討会も設置しており、町として景観や機能面を勘案しながら、その活用方針について検討を進めている。私有地や宅地についても、アンケートを通じて地権者等が所有する土地・建物に関する現況や今後の意向に関する調査を行っており、町民の意向に寄り添った既存ストックの活用について検討を進めている。

また、JR 双葉駅周辺については、生活インフラの復旧や除染作業は居住開始までに完了する見込みであり、併せて商業施設の誘致や、一次医療の確保についても準備を進めており、居住する住民の生活基盤を整えながら、魅力ある新生双葉町を実現するために施策を推進している。

人が主体となり出歩きたくなるまちづくりを目指し、災害公営住宅等における効果的な住宅整備や、歩車共存道路や遊歩道の配置等について検討を進めている。

災害公営住宅等の町並みイメージ



双葉町の取組み

2. 中野地区復興産業拠点の取組み

中野地区復興産業拠点には、町の交流拠点である産業交流センターや、東日本大震災・原子力災害伝承館、復興祈念公園等の施設が立地しており、産業用地も整備していることから、JR 双葉駅周辺の居住エリアとは別に、観光や産業等を受け入れるエリアとして、なりわいと賑わいの核となる活用を目標としている。

3. 町内全域での取組み

町内に整備した常磐双葉 I C から、中野地区復興産業拠点までの県道を復興シンボル軸として新たに整備しており、双葉駅発着のシャトルバスと併せて町内の交通環境の整備にも力を入れている。今後、町内における公共交通網の在り方等に関する計画の検討を進めながら、住民や来訪者等の多様なニーズに応えるため町内のスローモビリティの増強も併せて検討し、利便性の向上を図っていくこととする。

目標	2020(R2) 年度まで	2025(R7) 年度
災害公営住宅等の入居率	—	100%
既存ストックの活用件数(累積)	1件	5件

基本的な考え方

新しい双葉町でのまちづくりを推進するにあたり、新たな地域コミュニティの醸成を図りつつ、双葉町が持つ郷土文化や伝統などを継承する等、帰還する町民を含む双葉町の住民が安心して豊かな生活を送ることができる土壌づくりが必要になる。

全町避難が続いているこれまでも、町外でのダルマ市等の町のコミュニティイベントの開催や、伝統芸能等の保全に関する取組みは続けていたが、避難指示が解除され実際に居住が開始された後については、町内でのコミュニティイベントの開催や、郷土文化等継承の機会を設けることで、帰還に向けた機運作りを推進する。

JR 双葉駅は東京及び仙台方面からの特急列車も停車することから、東日本大震災・原子力災害伝承館や、復興祈念公園、産業交流センターへの玄関口となり、住民だけでなく多様な人々の賑わいの創出が期待され、復興ツーリズム等の利用促進等を併せて、双葉町へ関心を持つ人を増やしていくことで、応援してくださる輪を広げ、関係人口の拡大を図っていく必要がある。

有志による「アートのまちプロジェクト」や、まちづくり会社による「ふたばふたたび☆まちなかガーデンプロジェクト」など、新たに芽吹いてきた取組みも動き出しているため、民間の自発的な活動を支援していく。

営農再開に向けた担い手の確保も重要な課題であり、ニーズに応じた制度設計や地権者等とのマッチング等について具体的に検討を進める必要がある。

また、コロナ禍でのテレワークの普及により、地方移住への関心が高まっている中、その機会を逃さず捉えることができるよう、テレワークによる新たな人の流れを獲得できるよう必要な施策を検討する。



意識する
視点

- 住民が豊かな生活を送ることができる土壌づくり
- 町民のきずなの継続(郷土文化の継承)
- 復興ツーリズム等を活用した関係人口の増大
- テレワークによる地方移住者の獲得

双葉町の取組み

1. 双葉駅周辺の取組み

双葉駅西側に整備する災害公営住宅や再生賃貸住宅では、土間や縁側等を効果的に配置した住宅と、共有スペースや集会所を区域内に整備することで、居住者同士が自然にコミュニケーションをとることが容易となる設計にしており、新たなコミュニティでの一体感の醸成を図りながら、多様な住民の受け皿としての機能が期待される。

また、駅西側地区における谷戸地形からなる自然風景や、駅東側地区における陸前浜街道を軸にした歴史や文教の薫りのような原風景や歴史・文化を感じる景観づくりによって、住民が豊かな生活を送ることが可能となるよう、引き続き取組みを進める。

双葉駅東側の旧市街地については、町民が主体となったまちづくりを基本的なコンセプトとして、公共施設、私有地ともに既存の土地・建物等を活用したまちづくりを推進することで、震災前の記憶を伝承し、町民の絆を繋ぎながらいつまでもふるさととして心に残るよう、取組みについて検討を進めている。

災害公営住宅等の居住空間イメージ



2. 中野地区復興産業拠点の取組み

中野地区復興産業拠点内に整備した双葉町産業交流センターには、住民や来訪者等が集う集会所としての機能や、コワーキングスペースとしての機能を有しており、双葉町に居住する住民や、同拠点内に立地している東日本大震災・原子力災害伝承館や復興祈念公園への来訪者、中野地区復興産業拠点内の事業所で働く就労者など、多様な方々の交流拠点として機能することが期待される。

双葉町の取組み

それらの多様な交流や、復興ツーリズム等を活用することで、関係人口を拡大することが必要であり、そのために必要な施策の検討を進める。

双葉町産業交流センター(左)
東日本大震災・原子力災害伝承館(右)



産業交流センター内のコワーキングスペース



3. その他の取組み

双葉町の復興に向けた動きが具現化し始めている中で、被災者の心のケアは新たなステージに達し、避難先におけるコミュニティ確保にとどまらず、ふるさと双葉町の復興に自らも関与することによって、被災者の心の復興につなげることを目的として、令和3年度から「双葉町心の復興事業」を実施する。

町民が中心となって、双葉町の賑わいづくりや伝統文化継承等、ふるさとである双葉町の復興やまちづくりに主体的に参画する機会形成に寄与する継続的な活動に対して、町が支援を行うもので、町民が自ら主体的に双葉町の復興やまちづくりに関与することを通じ、ふるさとである双葉町の再生を自ら進めたいとの充足感を抱き、さらなる取組み拡大による好循環の発生が期待される。

目標	2020(R2) 年度まで	2025(R7) 年度
双葉町産業交流センター内のテナント数	4 事業者	6事業者
産業交流センター会議室の利用数	—	300件/年
心の復興事業の申請件数	—	10 件/年

基本的な考え方

かつての双葉町における主な経済基盤は、福島第一原子力発電所によるところが大きく、東日本大震災及び原子力発電所の事故により、その基盤を失い、今後、元の経済構造に戻ることは難しいことに加え、復興の先の新たなまちづくりを考える上で、新たな双葉町独自の経済構造を構築することが必要とされる。

中野地区復興産業拠点を核としたなりわいの再生を図るとともに、町内全域に波及させることで、町内で「もの」と「しごと」が循環し、多様な資源が循環するまちづくりを推進する。



町内におけるなりわいの創出や、町外からの所得を獲得することが可能となる基盤を確立することで、町外への依存が少ない自立した商業圏を持つ強い双葉町を目指す。

一方で町内での営農再開による一次産業の振興も重要な課題であり、農地の除染と保全管理の段階から、管理耕作・作付拡大を目標に、戦略性を持った主たる作付品目や、それに応じた農業施設や機械等の導入・整備、ICTを活用したスマート農業等に関する検討を進めていく。併せて農産物の安心安全な生産・流通に向けて必要な方策を検討する必要がある。



また、コロナ禍でのテレワークの普及により、サテライトオフィス等を活用した新たな働き方が定着しつつある中、本町においても県内外の事業者と連携し、必要な施策を検討する。



意識する
視点

- 双葉町内でのなりわいの再生
- 自立した経済圏の確立
- 営農再開による一次産業の振興
- 県内外の事業者と連携したまちづくり

双葉町の取組み

1. 双葉駅周辺の取組み

双葉駅西側に整備する災害公営住宅等では、「なりわい暮らし」をコンセプトに、居住する住民の生活や趣味の延長になりわいが生まれるよう、住宅や町並みについて設計しており、居住する住民が消費者であると同時に生産者や製作者となることで、居住区域内での小さな商業圏が生まれることを期待している。

双葉駅東側の旧市街地については、私有地に関して地権者等への意向調査を実施しているところであるが、住民による商店の立地に対する補助制度や支援制度を検討するとともに、公有地や私有地等の利活用希望者と所有者等をマッチングするプラットフォームの構築を検討し、商店等の誘致に関する効果的な施策を進める。

なりわい暮らしのイメージ

なりわい暮らし = 「暮らしの楽しみ」を外にひらくこと



玄関先でお花や植物を育てる



家の前の道ばたで梅を干す



収穫した野菜の仕分け

2. 中野地区復興産業拠点の取組み

中野地区復興産業拠点内に整備した産業団地には、令和3年2月時点で、17件22社の企業立地が決定し、双葉町産業交流センターにも10社の事務所と4店の飲食店・物産店が入居し、地元事業者のなりわい再生や、双葉町への企業進出が進み始めており、今後住民の雇用の受け皿としての機能が期待される。

双葉町の取組み

中野地区復興産業拠点イメージ



3. 全体の方向性

持続可能なまちづくりのためには、双葉町の経済復興にとってコアとなるビジネスの構築や遂行するリーダー人材の巻き込みを図る必要があり、経済復興に関する具体的な戦略を検討しているところである。

その検討にあたり多方面の専門家からの意見・アドバイス集積しており、令和3年度から双葉町の経済に関する方向性や戦略についての協議を本格的に開始し、双葉町の現況に則した経済復興を果たすために必要な施策の検討を多角的な視点を踏まえ進めることとしている。

また、町内での営農再開について、地権者等を対象とした座談会の実施や、水稻の試験栽培の開始等、避難指示解除後速やかな営農再開に向けて、町民に寄り添いながら着実に検討を進めている。

目標	2020(R2) 年度	2025(R7) 年度
中野地区で事業開始した事業者数	—	40 事業者

IV 双葉町が目指すまちの姿

1. 総合戦略の推進により双葉町が目指す姿

全国で唯一町民全員の避難が続いている双葉町において、これまで産業や生活の拠点を作ることを優先し、併せて生活インフラの復旧等を進めることで、帰還環境の整備を重点的に進めてきたが、特定復興再生拠点区域内全域の避難指示解除が目前となり、いよいよ住民の居住が開始されることを踏まえて、前章までで基本施策を想定し、まち・ひと・しごとの視点ごとに現状・課題等を整理した。

双葉町の新たな未来は、双葉町への帰還を待ち望む町民の方々、震災を機に双葉町へのUターンを決心した方々、「未来を考えていける場所」として新たに双葉町に関心を持った方々等の、多様な人々に担われることによって切り開かれていくものであり、双葉町の原風景をよく知り語り継ぐ高齢者、双葉町を受け継ぎ未来を紡ぐ若い世代等の幅広い方々が集う町にこそ真の賑わいは生まれるものと考えられる。

未だ避難指示解除の見通しがたっていない特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の解除等の大きな課題に対し、解決に向けた取組みを推進していくとともに、本総合戦略の各種施策を実行・推進することにより、「まち」「ひと」「しごと」を新たに創生・創出し、震災前の姿に戻す『復興』ではなく、新しい町の『新生』を目指し、都会では実現できない独自の魅力・資源を持ち、「ここだったら何かできる」と思える人材が集まる町となるよう必要な施策を推進していく。

2. 居住人口の確保と維持

II章において、双葉町の居住人口に関する推計を行ったが、居住人口を確保することは大きな課題であり、前章までに示した取組みや施策等を推進し、併せて以下に示す目標を達成することで、帰還人口の底上げや、新たな移住人口の獲得を達成し、居住人口の確保と維持を図ることとする。

具体的には以下のとおり目標を示す。

(1) 帰還人口について

令和4年春頃を目標とする特定復興拠点区域内全域の避難指示解除により町民の帰還が始まるが、住民意向調査での帰還意向に関する設問で「戻りたい」と回答した割合は1割程度であり、帰還人口を増やすためにはこの帰還意欲を高める必要がある。

前章までに示した取組みや施策等の推進や、生活環境が整備（医療介護施設、商業施設等の再開）されることにより、町民が帰還について前向きな判断できるようになることで、帰還意向がある回答割合の向上を目指す。

	2020(R2)年度	2025(R7)年度
「戻りたいと考えている」回答割合 (※既に帰還している町民も含む)	10.8%	15%
「まだ判断がつかない」回答割合	24.6%	20%
「戻らないと決めている」回答割合	62.1%	65%

- ・「まだ判断がつかない」と回答する方について、今後判断材料となる事項や取組みを示すことで、帰還に関する判断ができるようになると仮定する。
- ・「まだ判断がつかない」と回答する方が減少することに伴い、帰還すると判断する方と、戻らないと判断する方どちらも増加することが想定されるが、「戻らないと決めている」と回答する方の割合を減少させるための取組みについては、継続して行う必要がある。
- ・住民基本台帳人口の推計値に対し、「戻りたいと考えている」回答割合の100%と「まだ判断がつかない」回答割合の50%をそれぞれ乗じた数値の合計を帰還人口総数の推計値とする。

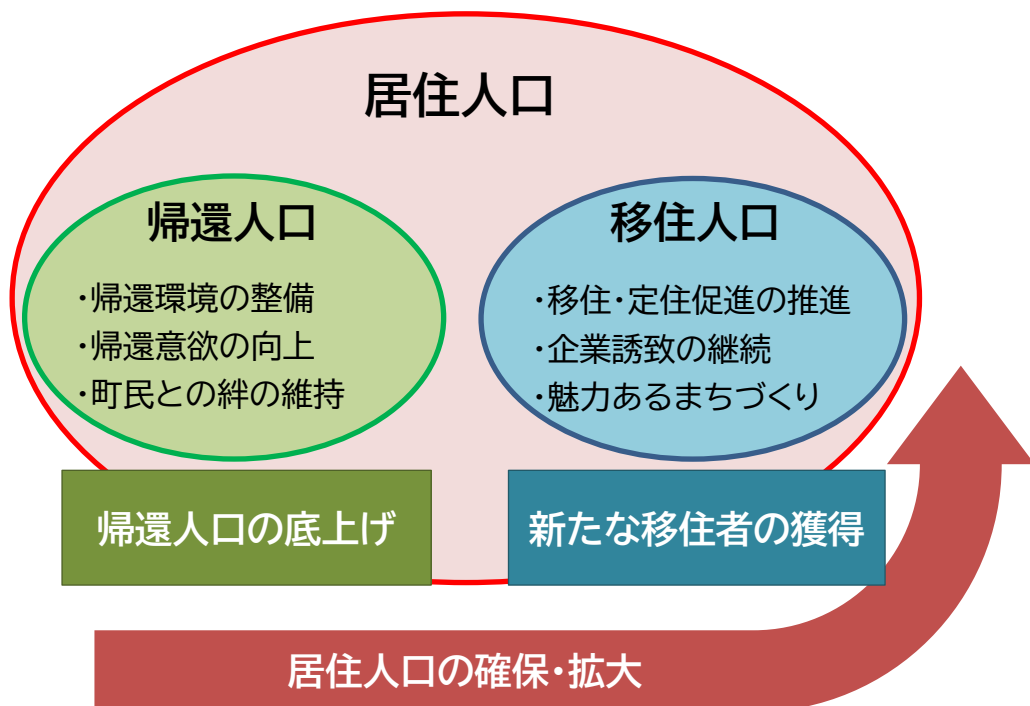
(2) 移住人口について

帰還人口の底上げを図る一方で、新たな移住者・定住者を獲得することも重要である。避難指示解除に先んじて産業団地を整備した本町において、帰還する町民のみならず、就労者も新住民として迎え、帰還した町民と共生できるまちづくりを推進することで、移住人口の拡大を目指す。

移住・定住促進のため、町として必要な施策を検討・実行し、移住人口の拡大を強力に推進することとし、特に以下の要素についてターゲットとなり得ると考えている。

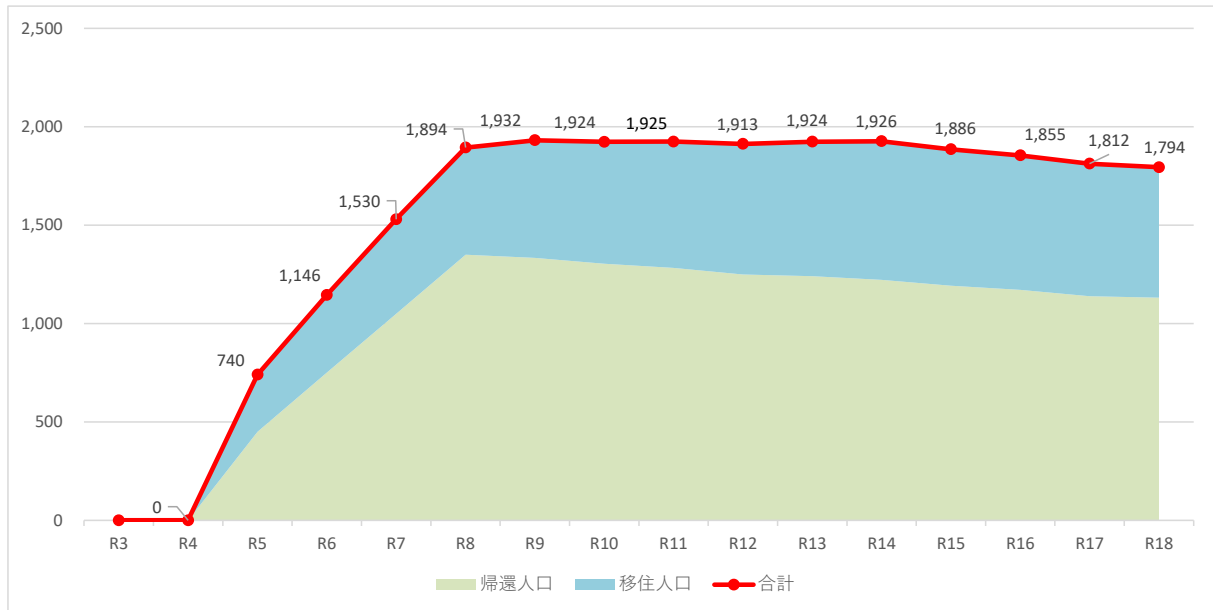
- 中野地区復興産業拠点の就労者について、引き続き企業誘致を推進し、最大200人程度の町外からの居住人口確保を目標とする。
- 双葉町内に入出入りする、廃炉関係の業務に従事する技術者・作業員等について、町内への居住を検討し得る環境作りを進めることで、一定数の居住人口の確保を目標とする。
- その他、上記以外に避難指示解除後から10年間で毎年30人程度の移住人口を確保することを目標とする。

■ 居住人口の確保・拡大に関するイメージ図



Ⅱ章において、本町の現状を踏まえた居住人口の推計を行ったが、本計画でこれまでに掲げた目標や、本総合戦略の施策、その他復興推進に資する計画等の推進を図ることで、以下に掲げる居住人口の目標値を目指す。

■双葉町居住人口推計グラフ（目標値）



■双葉町居住人口推計表（目標値）

年次	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
住民基本台帳人口 ※参考値	5,855	5,823	5,753	5,646	5,570	5,438	5,405	5,336	5,214	5,131	4,999	4,961	4,890	4,770	4,687	4,557	4,524
「戻りたいと考えている」 回答割合	10.8%	11.6%	12.4%	13.2%	14.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
「まだ判断がつかない」 回答割合	24.6%	23.7%	22.8%	21.9%	21.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
帰還人口(総数) ※参考値	1,353	1,365	1,369	1,364	1,365	1,360	1,351	1,334	1,304	1,283	1,250	1,240	1,223	1,193	1,172	1,139	1,131
帰還人口	0	0	0	450	750	1,050	1,350	1,334	1,304	1,283	1,250	1,240	1,223	1,193	1,172	1,139	1,131
移住人口	0	0	0	290	396	480	544	598	620	642	663	684	704	693	683	673	663
合計	0	0	0	740	1,146	1,530	1,894	1,932	1,924	1,925	1,913	1,924	1,927	1,886	1,855	1,812	1,794

V 総合戦略の推進にあたって

1. 全庁体制による総合的・横断的な施策の推進

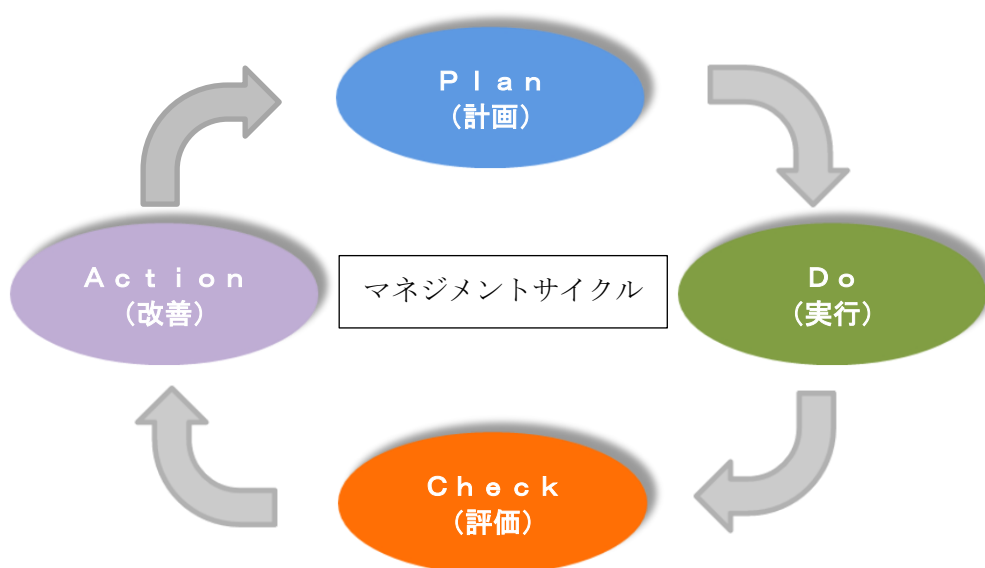
双葉町では、復興のための全庁的推進を図るため、「双葉町復興まちづくり計画推進会議」を設置しており、この全庁的な本部体制のもと、既存の行政分野にとらわれることなく、実効性の観点から総合的・横断的な施策の推進を図ることとする。

2. 国・県との連携の推進と制度の積極的な活用

総合戦略の目標を実現するため、福島県と継続的かつ綿密な連携をとるとともに、国の地方創生の柱となる各種制度を積極的に活用し、効率的かつ円滑な事業の推進を図ることとする。

3. 関係者と連携した取組みの推進（PDCAサイクルの確立）

総合戦略の効果検証及び推進については、町民代表者や有識者等が連携する推進組織の設置を検討し、関係部と関係者との意見交換、連携の強化を図ることとする。



双葉町 ひと・まち・しごと創生 総合戦略(第二期)

令和 3年 3月

■発行:双葉町

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目 19 番地の 4